

意見書の要旨（福岡市決定分）

議案第2号 福岡都市計画道路の変更

福岡都市計画道路の変更（福岡市決定）に係る意見書の要旨

番 号	意 見 書 の 要 旨	対 応 方 針	備 考
1	<p>【本都市計画道路の計画全体に関する意見】</p> <p>①堅粕箱崎線の変更は良いと思う。〔意見書(1)〕</p> <p>②九大の移転に伴うまちづくりの道路整備に市税を使用するのはどうなのか。〔意見書(1)〕</p> <p>③まちの衰退が速いため、九大と協力して早期に事業を進めて欲しい。〔意見書(1)〕</p> <p>④大きな道路により跡地のまちが分断されることを心配する。跡地だけでなく、箱崎のまち全体として一体感のあるまちづくり、道路計画を願う。〔意見書(2)-1〕</p> <p>⑤跡地の利用方法が決まっていない段階で道路の都市計画決定を行う必要があるのか。〔意見書(2)-1〕</p>	<p>②本計画は、広域的な道路ネットワークの形成や九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画[※]を踏まえ、必要な道路を都市計画として位置付けるものです。今後、事業化の段階において一定の市費負担など、具体的な検討を行ってまいります。</p> <p>③福岡市としても、九州大学と連携し、早期のまちづくりの実現に向けて、都市基盤の整備を進めてまいります。</p> <p>④統一感のある街並みの形成や連続する歩行者空間の確保、街路樹等による緑のネットワークの形成など、一体感のあるまちづくりを推進してまいります。</p> <p>⑤跡地利用計画において土地利用の方針を定めており、土地利用を具体化していくための骨格となる道路として、今回都市計画に位置付けるものです。</p> <p>[※]九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画 学識経験者や地域の代表等から構成される九州大学箱崎キャンパス跡地利用協議会（以下、「跡地利用協議会」という。）において協議し、平成27年3月に福岡市と九州大学が策定したもので、土地利用の方針や交通基盤の整備方針などを定めているもの。</p>	

福岡都市計画道路の変更（福岡市決定）に係る意見書の要旨

番 号	意 見 書 の 要 旨	対 応 方 針	備 考
2	<p>【本都市計画道路のルートに関する意見】</p> <p>①まちの骨格道路が必要なのであれば、原田箱崎線ではなく別の路線を何路線か整備すればどうか。 〔意見書(1)〕</p> <p>②堅粕箱崎線は、廃止区間の都市計画道路を整備する、もしくは、廃止区間を途中まで整備し、都市高速辺りで国道3号に接続できないか。〔意見書(2)-1〕</p> <p>③堅粕箱崎線は跡地を分断する計画ではなく、現計画の南側の既存道路を利用するルートであれば、緑の環境を保全することができる。〔意見書(2)-1〕</p> <p>④箱崎阿恵線はまちを分断せずに、九大の中を通して欲しいとの意見が出ていたが、不可能とのことで開通した。なぜ堅粕箱崎線は九大の中を通すのか。 〔意見書(3)〕</p>	<p>①原田箱崎線（南北道路）は、箱崎方面と松島方面をつなぐ南北方向の道路ネットワークを形成するため、既存の原田箱崎線を延伸して箱崎阿恵線に接続する道路として、1路線を計画しております。なお、その他必要な区画道路については、土地利用の具体化に併せ、別途検討してまいります。</p> <p>②③④堅粕箱崎線（東西道路）は、箱崎キャンパスによる東西既成市街地の分断の解消を図るとともに、国道3号に接続する機能を確保するため、跡地中心部付近を経由し、地下鉄との交差や国道3号の既存信号交差点への接続を考慮し、計画を変更しております。</p> <p>また、歩行者空間・緑のネットワークや、統一感のある街並みの形成を図るため、まちづくりのルールを検討してまいります。</p>	

福岡都市計画道路の変更（福岡市決定）に係る意見書の要旨

番 号	意 見 書 の 要 旨	対 応 方 針	備 考
3	<p>【本都市計画道路の安全性に関する意見】</p> <p>①堅粕箱崎線と原田箱崎線が交差し廃止区間の現道部が接続する箇所は五叉路になっているため事故の増加につながる。〔意見書(2)-1〕</p> <p>②原田箱崎線は、大型車両を規制し、だれもが安心して歩ける歩道を有する道路整備を望む。〔意見書(2)-2〕</p> <p>③堅粕箱崎線・原田箱崎線の計画により、四方を道路に囲まれては快適な環境・安全なまちとは言い難い状況が予測され、道路は人を隔てるものとなり、買い物難民の出現も危惧される。〔意見書(3)〕</p>	<p>①堅粕箱崎線（東西道路）と原田箱崎線（南北道路）との交差点形状については、現在関係者と協議を行っているところであり、交差点の安全性を確保してまいります。</p> <p>②③本計画は、広域的な道路ネットワークの形成や跡地利用計画を踏まえ、必要な道路を都市計画として位置付け、歩道及び植樹帯の整備が可能な幅員を確保しています。また、歩行者空間・緑のネットワークや、統一感のある街並みの形成を図るため、まちづくりのルールを検討してまいります。</p>	

福岡都市計画道路の変更（福岡市決定）に係る意見書の要旨

番 号	意 見 書 の 要 旨	対 応 方 針	備 考
4	<p>【周辺道路に関する意見】</p> <p>①博多箱崎線の計画を廃止し、ふれあい通りを県庁まで接続してバスを松島方面へつなげること。 〔意見書(1)〕</p> <p>②原田箱崎線の松島周辺で渋滞が予想されるため、検討をお願いします。〔意見書(1)〕</p> <p>③箱崎阿恵線は渋滞がひどいため、原田箱崎線との交差点で原田箱崎線が渋滞すると考える。〔意見書(2)-1〕</p> <p>④原田箱崎線が整備されると、ふれあい通りと接続することから車が増えて住みにくくなるため、通過車両の制限は考えられないか。〔意見書(2)-1〕</p> <p>⑤ふれあい通りのバス専用道路を通過可能とし、大学通りを通行止め等にする事で地域の安全性を改善できる。また、筥崎宮の目の前を通る車がなくなり環境が保たれる。〔要望書(2)-1〕</p>	<p>①博多箱崎線の一部区間につきましては、平成24年3月にとりまとめ・公表を行いました「都市計画道路の検証」において、並行路線による機能代替の可能性があるため「見直し候補路線」に位置付けており、関係者と協議を進めているところでございます。</p> <p>なお、バス路線の再編につきましては、まちづくりの進捗にあわせて事業者と協議を行い、公共交通の利便性向上に努めてまいります。</p> <p>②道路整備等による周辺道路への影響につきましては、現在、博多バイパスの整備など東部地域の幹線道路ネットワークの形成を進めているところであり、今後、まちづくりの進捗や交通の変化を見極めながら、検討してまいります。</p> <p>③箱崎阿恵線と原田箱崎線の交差点につきましては、関係者と協議を行い、予測される交通量から交差点形状を計画しております。</p> <p>④⑤通行止め等の交通規制につきましては、周辺の交通状況や地域からの要望等を踏まえ、関係者と協議してまいります。</p>	

福岡都市計画道路の変更（福岡市決定）に係る意見書の要旨

番 号	意 見 書 の 要 旨	対 応 方 針	備 考
5	<p>【箱崎キャンパス跡地内の緑及び建築物に関する意見】</p> <p>①道路整備のために、緑や六角堂を撤去することは公益性に反すると感じる。〔意見書(2)-1〕</p> <p>②道路建設のための樹木の伐採は景観を損なうだけでなく、強い日差しを遮ることができないお粗末な空間となるため、道路はアンダーパスなどとし、景観を保存して欲しい。〔意見書(2)-2〕</p> <p>③国内外の観光客が何度も訪れたい福岡市にするため、樹木を残し近代建築物を最大限利活用したまちづくりを実現して欲しい。〔意見書(2)-2〕</p> <p>④九大の歴史的文化遺産である近代建築物と特にみどりが多い区域に計画されている堅粕箱崎線については、位置の変更・縮小を要望する。〔意見書(2)-3〕</p>	<p>①②③④近代建築物や既存樹木については、大学100年の歴史の継承と緑の活用に向けて、九州大学が設置した委員会における検討結果を踏まえ、跡地利用協議会において、事業主体による活用しやすい仕組みや、景観、ゾーニング計画にあわせたランドスケープ計画について検討し、「まちづくりガイドライン」に反映するなど、九州大学と連携して検討を進めてまいります。</p>	

福岡都市計画道路の変更（福岡市決定）に係る意見書の要旨

番 号	意 見 書 の 要 旨	対 応 方 針	備 考
6	<p>【その他の意見】</p> <p>① 筥崎宮の放生会御神幸の期間中は一光寺周辺道路の車両進入禁止をお願いします。〔意見書(1)〕</p> <p>② 堅粕箱崎線の南側・北側の道路を別々に計画し、四小校区（二中学校区）が分断しないよう、同時に跡地利用協議会へ提案されることを望む。〔意見書(2)-2〕</p> <p>③ その他の跡地内や周辺の道路は、どのように整備されるのか全体のイメージをまとめ、住民側に問い、公聴会を頻繁に開いて意見を集約して欲しい。 〔意見書(2)-2〕</p> <p>④ 住民への説明を大切に、反対意見が多ければ提案書を見直すなど、住民が納得できる手法により再提案をお願いします。〔意見書(2)-2〕</p> <p>⑤ まちづくりには、意見書の募集や跡地利用協議会の傍聴だけではなく、まちづくりマネジメント部会やまちづくりルール部会などに、もっと多くの住民が参加できるような工夫をお願いします。〔意見書(2)-2〕</p>	<p><small>ごじんこう</small></p> <p>① 御神幸に必要な交通規制については、今回の都市計画道路の整備後も、交通管理者において他の道路と同様に現地状況等を踏まえ判断されると聞いており、引き続き、交通管理者と連絡調整してまいります。</p> <p>②③④⑤ まちづくりの取り組みにあたっては、地域住民など多様な主体の参画が重要と認識しております。引き続き、地域の代表者に参加頂いている跡地利用協議会や部会などにおいて、検討を進めるとともに、その検討状況について広く周知してまいります。</p>	